

## 審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第19条第4項において準用する第17条第8項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第19条第4項において準用する第17条第8項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）及び第8条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：火薬類の出発地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係（電話 097-536-2131） 火薬類の出発地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：